

No. 164 (2019/8)

クアルコムに対する排除措置命令の取消審決について

関西大学教授 泉 克幸

目 次

1	はじめに.....	2
2	事案の概要.....	3
	(1) クアルコムについて.....	3
	(2) 第三世代の携帯無線通信について.....	3
	(3) 国内端末等製造販売業者とクアルコムとの間のライセンス契約について.....	4
	(4) 公取委（審査官）の主張.....	5
3	審決要旨.....	5
	(1) 本件契約の基本的な契約構造.....	6
	(2) 国内端末等製造販売業者の研究開発意欲阻害のおそれ.....	6
	(3) クアルコムの有力な地位が強化されるおそれ.....	7
4	解説.....	7
	(1) 非係争条項概観.....	7
	(2) 審決要旨(1)——本件契約に対する本件審決の基本的な捉え方.....	10
	(3) 審決要旨(2)及び(3)——本件審決の公正競争阻害性の捉え方.....	11
	(4) 最後に.....	14

1 はじめに

公正取引委員会（以下「公取委」という）は、平成 21 年（2009 年）9 月 28 日、米国法人クアルコム・インコーポレイテッド（被審人。以下「クアルコム」という）に対し、次のような理由から、排除措置命令（以下「本件排除措置命令」という）を行った¹。

クアルコムは、クアルコム等²が保有し又は保有することとなる CDMA 携帯無線通信³に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者⁴に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等⁵が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせており、これは、国内端末等製造販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、国内端末等製造販売業者と取引しているものであって、独占禁止法（以下「独禁法」という）19 条が禁止する不公正な取引方法の旧一般指定 13 項（現 12 項）⁶に該当する。

クアルコムが本件排除措置命令の全部の取消しを求めて審判を請求したため⁷、公取委は平成 22 年 1 月 5 日に審判手続を開始し、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成 31 年 3 月 13 日、クアルコムに対し、本件排除措置命令を取り消す旨の審決（以下「本件審決」という）を行った⁸。

．．．

全 14 ページ。サンプルにつき、以下省略。

¹ 公取委命令平成 21 年 9 月 28 日・平成 21 年（措）第 22 号・審決集 56 巻第 2 分冊 65 頁。本排除措置命令の解説として、泉克幸「クアルコムに対する公正取引委員会の排除措置命令（2009 年 9 月 28 日）」SLN 121 号（2009 年）、鈴木孝之「携帯無線通信の技術ライセンス契約における非係争条項等が拘束条件付取引とされた事例」ジュリ 1391 号 116 頁（2009 年）。

² クアルコム並びにクアルコムの関連会社及び半導体集積回路の製造、販売等に係る事業に関する承継者として本件ライセンス契約（後述）において定義される者。

³ 携帯無線通信のうち、第三代携帯無線通信規格（標準化機関において、我が国における第三代の携帯無線通信の標準規格として承認されたもの）に適合するもの等をいう。

⁴ 我が国の携帯電話端末又は携帯電話基地局の製造販売業者をいう。

⁵ 国内端末等製造販売業者に加え、その親会社及び関連会社を含むものをいう。

⁶ 以下、特に必要のない限り、一般指定については現行のものに統一・修正して表記する。

⁷ 平成 25 年の独禁法改正により審判制度は廃止されたが、本件審判は平成 22 年 1 月 5 日に開始されたため、従来の審判制度の下、審理が続けられた。

⁸ 審判審決平成 31 年 3 月 13 日・平成 22 年（判）1 号。